

議案第 8 号

取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例について

取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例
(平成 17 年条例第 99 号) の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 2 月 28 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

令和 4 年度から取手市立老人福祉センターあけぼの及び取手市立老人福祉センターさくら荘の利用時間を変更するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例

取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例
(平成17年条例第99号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す
ように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用時間及び休館日)</p> <p>第4条 老人福祉センター及び障害者福祉センターの利用時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 老人福祉センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入浴施設の利用時間は、午前10時からとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 老人福祉センター及び障害者福祉センターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 障害者福祉センターにあっては、<u>前3号に規定する日のほか、月曜日を休館日とする。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</u></p>	<p>(利用時間及び休館日)</p> <p>第4条 老人福祉センター及び障害者福祉センターの利用時間は、次のとおりとする。<u>ただし、市長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。</u></p> <p>(1) 老人福祉センターの利用時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、入浴施設の利用時間は、午前10時からとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 老人福祉センター及び障害者福祉センターの休館日は、次のとおりとする。<u>ただし、市長が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 障害者福祉センターの休館日は、<u>月曜日及び前各号とする。</u></p>

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。